

後期高齢者医療保険料について ～「年金からの天引き」でなく「口座振替」を選択できます。～

後期高齢者医療保険料について、年金からのお支払い（特別徴収）を基本としていますが、申請により保険料の口座振替によるお支払いを選択できます。（お支払いの総額は変わりません）。

注意点

- ▶ 保険料の納め忘れのあった方は変更ができない場合があります。また、口座振替の指定口座が残高不足等によりお支払いいただけない場合は、年金からのお支払いに切り替える場合があります。
- ▶ 保険料の社会保険料控除は、負担された方に適用されます。年金からのお支払いから口座振替に変更される場合、所得税・住民税に関係しますのでご注意ください。

手続き方法

- ① 「特別徴収中止申出書」（裏面）を、下記（記入例）を参考に記入いただき提出して下さい。
- ② ①とは別に申請者本人の後期高齢者医療保険料の口座振替手続きが必要です。
依頼がまだの場合は、窓口で口座振替の依頼手続きをお願いします。
（必要なもの、振替口座の通帳と金融機関お届け印）

★★年金からのお支払い中止（特別徴収中止）にお時間がかかります！★★

*中止を希望される年金受給月の3か月前の月末までにご申請ください。

連絡先： 彦根市役所 保険料課賦課収納係 0749-30-6145（直通）

（記入例）

後期高齢者医療保険料 特別徴収中止申出書

		令和	年	月	日
納付義務者	個人 No.				
住 所	彦根市元町4番2号				
氏 名	彦根 太郎				
生年月日	昭和20年 2月 11日生				
電話番号	(0749) 22 - 1411				

納付義務者名を
ご署名ください。
押印は不要です。

☆☆ 年金からのお支払い希望の場合、ご提出は不要です ☆☆

後期高齢者医療保険料 特別徴収中止申出書

令和 年 月 日

下記の注意事項に同意の上、保険料の徴収方法について、特別徴収より普通徴収への変更を申し出ます。

納付義務者

個人 No.

住 所			
氏 名			
生年月日	年	月	日生
電話番号	()	—	

受付印

事務処理欄

口座振替： ●申し込み確認済み ・ ●申し込みまだ ⇒ 口座振替依頼書を同時に申込
()月特徴中止・普通・資格なし

特別徴収の中止にあたっての注意事項

申出後の流れ

- ・特別徴収の中止には2、3ヵ月かかるため、次回の年金支給日に間に合わない場合があります。
- ・普通徴収に変更する際に、変更通知書を送付します。

特別徴収の再開について

次の場合、普通徴収から特別徴収へ変更します。

- ・保険料の未納が続き、3期以上続いている場合
- ・保険料の未納に対し、入院等のその他特別な事情がある場合を除き、納付またはその相談に応ずることなく、その意志が認められないと市長が判断する場合
- ・口座振替を中止した場合
- ・その他、普通徴収の方法によって徴収することにより、保険料の徴収が滞ると市長が判断する理由がある場合